

吉備真備の遺蹟と歴史意識——近世備中地域を中心に——

大日方 克己*

キーワード…吉備真備、遺蹟、歴史意識、岡田藩、庭瀬藩

はじめに

吉備真備は、留学生・遣唐副使として二度の入唐経験をもち、唐礼をはじめ多数の文物を日本にもたらし、日本律令国家の思想と文化の展開に大きな影響を与えるとともに、藤原仲麻呂、孝謙・称徳天皇、道鏡、光仁天皇らをめぐる政治と政争の中心に位置しつつ、右大臣で官歴を終えた奈良時代史を語る上で欠かせない人物の一人として知られている。

それだけではなくその死後、とくに平安後期以降、伝説化された姿で人々の間に語り伝えられていったこともよく知られている。それは大江匡房の『江談抄』や『吉備大臣入唐絵巻』からはじまり、多くの始源伝承に彩られながら、一方で『薫篋抄』にみられるように安倍晴明伝説と結びついて陰陽道の始祖へとも姿を変貌させていった。近世中期以降、吉備真備にかかわる遺蹟が確認、あるいは発見され、伝説

と歴史のあいだで真備をめぐるさまざまな言説が展開された。

現代の歴史学においては、伝説を切り離して、歴史的事実の確定とそれにもとづく吉備真備の実像を解明し、八世紀の歴史社会のなかに位置づけようとする多くの研究が蓄積されてきている^①。また一方で、真備の実像とは別に、真備伝説そのものをとりあげ検討する研究も近年盛んになってきている^②。

こうした真備をめぐる言説と研究自体、それらが展開された時代と状況に対する歴史学的研究の対象となりうるものである。本稿では近世の備中地域を中心に、真備をめぐる言説とその特質を歴史意識と結びつけて検討したい。下道を本姓とし、三善清行「意見封事十二箇条」が右大臣兼備中国下道郡大領だったと記したように、備中国下道郡が真備ゆかりの地だとされ、さらにその出身地で終焉の地だとする意識が広まり、それらと遺蹟・遺物という「物的証拠」が結びつけられて、地域の歴史意識が形成され、そして現代まで継承されていくことに着

* 島根大学法文学部

目したいからである。

近世における吉備真備の評価や顕彰については、明治期の重野安釋『石大臣吉備公伝纂釈』³と昭和初期の永山卯三郎『吉備郡史』⁴が多くの史料を収集紹介し、戦後も『真備町史』⁵、中山薫氏⁶、高見茂氏⁷らにより検討されている。本稿では、先行研究のような真備論の一部としてではなく、近世の備中岡田藩・庭瀬藩領内外の地域における歴史意識の問題として、真備をめぐる言説と遺蹟について整理、検討しようとするものである。

1 吉備公墓の顕彰と岡田藩

(一) 吉備公墓の発掘

備中出身で晩年を岡田で過ごした十八世紀後半の地理学者古川古松軒は、『吉備の志多道』のなかで「吉備大臣の御廟」について次のように記している。

昔時より吉備公御墳墓なりといひ、時代遙に阻るに因りて其証も無かりし故、大徳院殿へ奉号、伊東信濃守長貞、廉潔質直の御氣象あつて、世人半疑半信にて是を崇むるは、其実にあらずと仰あり。元禄年中此墳を発き見給ふに、御棺ありて内には御骨あり、御脛骨甚だ長し。伝へ聞く吉備公御長高かりしと、是によりて御真廟なりとて、縁起除地を寄附し給ひ、真蔵寺といふ寺を吉備寺と改称して、末代に吉備公の霊を祀らしめ給ふ。墳墓を発き給ひしは大器量にして、普く世人の疑を解き給ひぬ。是れ聖知とも云ふべきか。

吉備公墓（吉備真備墓）と伝えられていた墓を、元禄年中に岡田藩主

伊東長貞が発掘したところ棺があり、長大な脛骨が発見されたので、長身だったという吉備真備の墳墓であることが確認されたのである。しかし古松軒は続けて、下道圀勝母骨臓器や楊貴氏古墓の甄に銘があるのに、「吉備公の御墳墓に銘のなき事不審、或人の云ふ、墓誌ありしと言伝ふと、然れども吉備寺の縁起にも記さず。其他を索るにまた詳ならず。諺に云ふ、鯛の頭も信心といへば、吉備公の徳を崇むるに、其地の真偽を論ぜんや」とし、また「大徳公名称し給ひし吉備公の御廟に疑を記せるは甚だおそれ有といへども、其実を云ふのみ」と疑いを投げかけている。

伊東長貞が吉備公墓を発掘したとする史料は、今のところこれだけである。長貞は元禄五年（一六九二）九月に駿府加番役に任じられ、翌六年九月一日に駿府で五一歳で死去している。¹⁰長貞が吉備公墓を発掘したとすれば、元禄元年（一六九一）五年ころのことになる。

岡田藩は伊東長実にはじまる。長実が秀吉の高松城水攻め後に川辺に一万石を領し、大阪の陣では豊臣方に組したが、関ヶ原の旧功により許され旧領を安堵された。陣屋は長貞のときに中村、次の長救のときに岡田に移った。その領知は備中国下道郡内十カ村・美濃池田郡内二カ村・摂津国豊島郡内一カ村・河内国高安郡内二カ村の計一万三四三石で、そのなかに、吉備公墓のある下道郡八田村が含まれていた。¹¹

古松軒が長貞の発掘の動機として「世人半疑半信にて是を崇むるは、其実にあらず」と記しているように、吉備公墓自体は以前から知られ、崇拜の対象になっていた。まず元禄八年（一六九五）に没した在田軒道貞が貞享元年（一六八四）に著した『吉備物語』上巻「吉備大臣」に記述がある。在田軒道貞は本名を吉岡信元といい、上京して貞門派

の俳人となり、のちに帰郷して故郷の新賀村に帰農し、『備中小田物語』などを著した¹²⁾。関係する部分を抜粋すると次のようになる¹³⁾。

墓印は八田村の天神の鼻より山の上の氏神の社を過て天神の宮へ行道に塚あり。其上に高さ七尺あまりし五輪有。是なん吉備公の印と申す。其北の谷に薬師堂有。吉備寺真藏院とて真言宗とぞ。

真備墓には高さ七尺余の五輪塔があるという。正徳二年（一七二二）に著された「吉備国下道郡鏡林山吉備寺記」（以下「吉備寺記」）にも「葬于此山之平腹。五輪塔婆現存。石古苔厚」と記される五輪塔婆に相当するものであろう。現在の吉備公墓も中世のものとみられる宝篋印塔を祀っている。

古川古松軒は、伊東長貞が吉備公墓を発掘後、真藏寺を吉備寺と改称したとしているが、『吉備物語』にはすでに吉備寺真藏院とされている。また大正九年（一九二〇）に岡山県に報告された吉備寺宝物一覧のなかに、「野馬台詩 一卷 天和二年（一六八二）作」がみえる¹⁴⁾。岡田藩江戸藩邸の江口衛士助から吉備寺に宛てた明和六年（一七六九）六月十六日付書簡に、「野馬台の詩の写御所持に成り候様に相覚え申し候」とあるのに相当すると思われる¹⁵⁾。真備ゆかりのものとして野馬台詩の写が吉備寺に所蔵されていたのであり、吉備寺と真備の結びつきは元禄以前にさかのぼることになる。

さらに正保国絵図に関係する絵図にもみえる。備中国の絵図元を幕府から命じられた岡山藩の求めに応じて岡田藩から提出された「備中国十一郡之内下道郡之絵図」¹⁶⁾には、八田村に「吉備寺、吉備大臣墓所」の記載がある。この絵図は、端裏の貼紙に「伊東甚太郎殿より参下道郡之絵図」、また罫紙部分に「正保式年乙酉六月吉日」とあることから、

正保二年（一六四五）六月に岡田藩主伊東甚太郎長治（長貞父）から岡山藩に提出されたものであることがわかる¹⁹⁾。今のところこれが最も古い確実な史料となる。

吉備公墓周辺には、箭田大塚古墳をはじめ後期古墳が多く分布している。伊東長貞の発掘により脛骨が出土したことが事実だとすれば、そうした墳墓の一つだった可能性はあるかもしれない。

（2）伊東長救による真備顕彰

古川古松軒は、伊東長貞が吉備公墓発掘の後に「縁起除地」を寄せ真備の霊を祀ったようにも記しているが、「除地」については岡田藩の『節翁公実録』²⁰⁾宝永三年（一七〇六）十二月二十八日条に次のようにある。

八田村吉備寺境内八畝歩高八斗、年貢御免被成候、是ハ吉備公古跡由緒有之付也、右之趣真藏院呼寄、郷左衛門申渡ス。

節翁公とは、長貞の子で藩主を継いだ伊東長救のことであり、吉備公古跡の由緒により境内地高八斗の年貢を免除することが決定されている。また「吉備寺記録」²¹⁾には、宝永四年正月十五日付の伊東長救による「境内免状 壹通」が記録されており、その内容を「八田村吉備寺依為旧跡 境内高八斗壹升之所並竹林令免許之者也」としている。宝永三年末から四年始めにかけて年貢免除の手続きがとられたことがわかる。

つづいて正徳二年（一七二二）には、縁起として「吉備寺記」が記され、狩野探雪が描いた吉備公像が伊東長救により吉備寺に寄進されている。豊後日出藩の儒者小野沂が記した讃によると、「備陽中村邑主従五位下兼播摩守伊東長救、偶修旧院、且命画工、描公像、恭藏宝庫」

とあり、伊東長救が吉備寺を修造し、吉備公像を描かせたとする。

また十八世紀後半ころの西山拙斎「吉備公石碑造立助成簿序」に、⁽²³⁾
 「正徳中、郷豪守屋某嘗繕治之、頗崇丘隴、寛保二年（一七四二）九月に立川伸（省宇）が記した「吉備寺私記」に「正徳五年吉備公ノ庶二同郷ノ守屋氏石ノ鳥居石灯笼手水鉢等寄附ス」とあり、正徳五年（一七二五）ころに岡田藩土守屋勘兵衛が吉備公墓を整備し鳥居、石灯笼などを寄せている。この石灯笼は現在も宝篋印塔の前左右に立てられているものである。現在の吉備寺客殿も正徳の頃の建立という。⁽²⁵⁾

このように伊東長救の宝永→正徳年間が、真備旧跡としての吉備寺と真備顕彰および吉備公墓整備の画期となっていたといえる。しかもそれらはいずれも長救が参勤交代で岡田に滞在していた時期のことであった。⁽²⁶⁾

長救は、元禄六年（一六九三）八月、父長貞が駿府加番役中に倒れたとき、「看侍の暇」を給っている。駿府で最期を看取ったものと思われる。⁽²⁷⁾そして十月二九日に遺領を襲封した。⁽²⁸⁾しかしその直後長救自身も病に倒れた。元禄七年十一月には病氣を理由に小姓を免じられ、その後も「此後御病氣ヲ以御引籠」という状態で、はじめての岡田入部は元禄十二年になってのことだったという。⁽²⁹⁾しかもその元禄十二年冬に後述するように、隣接する庭瀬藩領の小田郡東三成村で吉備真備の祖母にあたる下道因勝母骨臓器が発掘されるというタイミングであった。長貞が吉備公墓を発掘した直後の駿府加番役中に病で倒れ死去し、長救もまた襲封直後に病を患い長期間療養したことになる。それらが吉備公墓発掘に起因するものと考えられ、真備の霊を祀り顕彰する背景の一つになったのかもしれない。

(3) 岡田藩の吉備公墓碑建立

現在、吉備公墓の右手脇に吉備公墓碑が立てられている。碑文によれば、岡田藩主伊東長寛によって建立されたもので、弘化四年（一八四七）に長寛が子の長之に「公の文学功勳古今に照映するは天下の知る所なり。但この墳の久しうし而湮滅を恐る故に碑にして之を明章せんと欲す。汝其れ之を銘せよ」と命じて、建立の事情と吉備真備の業績を撰文させ、それを同じく子の長生（遜斎）が隸書体で記したものである。

碑文の中で真備について「進退去就之義に至っては則ち世自ら公論有り復議せず」と記している部分がある。これは尊王論的な真備批判の言説を意識したものと考えられる。

たとえば『大日本史』編纂者の一人安積澹泊は、真備は藤原仲麻呂におもねり、道鏡を諫めることもなく、天皇に対する忠義をつくしていないとする。⁽³¹⁾同じ水戸学の藤田東湖も、道鏡が天皇になろうとした時真備は傍観してただけだと述べ、さらに節を異域に失ってしまったのは恥の至りだと、入唐経験まで槍玉にあげて非難する。⁽³²⁾また頼山陽も、玄昉、藤原仲麻呂、道鏡に対して真備は傍観するだけで、礼を説き学を講じたとはいえ、気節はなく、国家には益がなかったと評している。⁽³³⁾

しかし碑文はそれらに対抗するかのよう「王道を尊崇し、礼楽を経緯す。文運以て昌に、武功亦卓たり」と讃えているのである。十九世紀に各地で出現する記念碑のイデオロギーは、「文」や「礼」という言葉が内包する価値意識にあると指摘されている。⁽³⁴⁾そうした「礼」を日本に伝え教え、「文」の発展をもたらしたとし、そして「維れ公の郷、

流水永く在す。爰に貞珉に勅し、民をして諉れ弗らしむ」と、その教
えが故郷であるこの地に伝えられていると主張しているのである。

碑文は文政四年（一八二二）に幕府の儒官佐藤一斎に依頼したが断
られ、伊東長之が撰文することになり、塩尻梅宇を建碑奉行として実
際に建立されたのは嘉永二年（一八四九）のことと考えられている。³⁵

佐藤一斎は昌平黌の教官であり、幕府儒官の中心的存在の一人だっ
た。塩尻梅宇は本名を雄右衛門といい、岡田藩領川辺村に生まれ、佐
藤一斎に儒学を学び、岡田藩敬字館の教官になっていた。³⁶最初に伊東長
寛から建碑の命をうけたのは浦池九淵であるが、天保七年（一八三六）
に死去したため、塩尻梅宇が建碑奉行になって事業を進めたのである。

浦池九淵（潜）は名を左五郎といい、明和九年（一七七二）に近習
役に召しだされたのち、天明二年（一七八二）に納戸役となり、寛政
六年（一七九四）に「勝手方元々表方諸評議」への参加が認められて
以降、財政改革をゆだねられ、以後四十年にわたって藩政を主導し、
藩政改革に成功をおさめたといわれている。同時に寛政六年には藩校
敬字館を設立するなどしている。³⁷江戸で中根東平、山本北山、林述斎
に学び、その間に佐藤一斎とも親しくなったという。³⁸その関係で浦池
九淵から佐藤一斎に撰文が依頼されたのであろう。

弘化四年（一八四七）に塩尻梅宇を建碑奉行に事業が本格化したと
き、江戸の伊東遜斎と岡田の塩尻梅宇の間で頻繁に書簡が交わされ、
石材や字の配置などの細部に至る打ち合わせが行われている。二月十
三日付遜斎の梅宇宛書簡³⁹によると、

吉備公碑文の儀につき、委曲申し越され候。細翰披見せしめ先便
も申し遣し候通り、故障の儀にて下書も段々延引に相成り、漸く

此の間認め佐藤氏へ持参父子並び認め候儀杯もおし合い申し、先
に草稿認め候事より始め一斎先生にての間答荒まし述べ申し候。

と、遜斎はまず草稿を佐藤一斎に見せて相談したことを述べている。
続けて一斎の反応がよかったこともあつて隷書に決めた、碑の最後に
記す伊東長寛と長之・長生の父子の名の配置も一斎の意見を聞いて並
書にした、とも述べている。佐藤一斎が直接撰文はしなかったとして
も碑文には深くかわつていたことがわかる。

ところでこの書簡の最後には浦池九淵の碑を立てることについても
触れている。

当春貫二（岡田藩士）に帰郷の節、左五郎（浦池九淵）碑文仕向
け、御用状にも吉備公碑は、連之助（後の藩主長裕）杯御故障に
て、未だ認め成されず、四月交代の節と申し遣わし候義にこれあ
り候。掛り儀も功者の者にこれなくては相成らず雄右衛門（塩尻
梅宇）杯へ仰せつけられ候はば、宜しき趣も申し遣わし置き候事
に候。（中略）いづれ吉備公碑と同時に出来の方然るべく存じ居り
候間、次郎（岡田藩士）帰郷の節同人より万端委しく申させ候積
りにこれあり候。

と、吉備公墓碑と浦池九淵碑を同時に建立する手筈であることを述べ
ている。

現存する浦池九淵碑は、吉備公墓と同じ弘化四年（一八四七）に伊
東遜斎が篆額を記し、佐藤一斎が文を撰し、桜井寿胤が記し、伊東長
寛が立てたことを記している。吉備公墓碑と浦池九淵碑が対をなして、
遜斎、一斎がともにかかわり、長寛によって建立されたのである。浦
池九淵は若くして学を修め、藩財政の再建に尽力した。碑文はそうし

た功績を述べて讃え、最後に「況乎有此君而用此臣、則鱗長之功、亦由君德也歟」と記し、九淵の功はまた主君伊東長寛の徳によるものであるとしている。九淵とともに長寛の徳をも顕彰するものになつているのである。九淵が最初に建碑の命を受けたからだけでなく、こうした価値意識とかがわつて、「礼」や「学」を伝えた真備の教えが故郷であるこの地に継承されていることを示すためにも、両者がともに顕彰されるべきだつたのである。

(4) 西山拙斎の建碑計画

浦池九淵以前にも、吉備公墓碑の建碑の動きはあつた。西山拙斎らの計画である。

西山拙斎(正)は備中国浅口郡鴨方村の出身で、寛延三年(一七五〇)十六歳で大坂に出て古林見宜堂に医学を、岡孚斎とその外孫那波魯堂に儒学を学んだ。後に京都に移り魯堂の影響で朱子学に転じるとともに、滝口美領・僧澄月に和歌も学んだ。安永二年(一七七三)九月に鴨方に帰郷し、私塾欽塾を開いた。以後鴨方を中心に活動を続けた。⁽⁴⁰⁾

拙斎が建碑費用を募るための趣意書として記した「吉備公石碑造立助成簿序」(以下「序」)によると、まず「作此簿者何。備中处士滝口美領、西山正等、謹為本州先賢右丞相吉備公、造立碑文、頌其遺愛也」と、滝口美領と拙斎が、備中の先賢として真備の碑文を立て顕彰したいとし、続けて真備の業績を述べるが、「中国仁義之化、文武之訓、治於東方、五尺之童、猶能口周孔学道芸、皆公之教之力也。後世末学、苟与斯文者、雖欲不浴其恩波、仰其高風得耶」と、仁義、文武を日本に伝え教え、儒学を学ぶものはみな真備の恩恵を受けていることを強

調している。さらに吉備寺や洗兒泉(産湯の井戸)・彈琴石が真備の遺蹟であること、守屋勘兵衛による吉備公墓の修繕について述べ、その後の年月の経過で荒廃しているとし、「某等窃患之、奮然相謀、思欲更創一碑、請大手筆以勒休銘、貽之将来、聊擬羊子岷山之迹」と、そうした状態をひそかに患い、奮然と一碑を立てようと考えたとする。しかし「奈何工費頗夥、非窮漢綿力所能弁」と、多額の工費をまかなえないので、「於是乎、遍在言論諸三備中好古之士、俱謀斯举落成、且募歌詩、以頌遺愛如此」と、三備の好古の士に呼びかけて歌詩を募り、真備の遺愛を顕彰したいと述べ、「希冀好古君子、同心戮力、捐資、助費、以冀成之」と資金の援助を求め事業を完成させたいとしている。

滝口美領は備中国賀陽郡の吉備津神社神官の家に生まれ、和歌を澄月に学び二条派宗匠として京都の平松大納言時章に仕えた。⁽⁴¹⁾その後備中にもどり、安永四年(一七七五)正月二日に玉島で死去している。⁽⁴²⁾「序」の年代は不明だが、滝口美領とともに三備の好古の士に呼びかけていることから、拙斎が鴨方に帰郷した安永二年から美領が死去する安永四年の間ではないかと思われる。その間安永三年が真備千年忌にあたり、吉備寺で三月に開帳が行われている。⁽⁴³⁾真備千年忌を機に拙斎の建碑計画がもちあがったのではないかと考えられる。

西山拙斎は、鴨方を中心に門人を広げ、また知識人・文化人のネットワークを形成していったことでも知られている。門人たちの多くは豪農商人層であり、綿作の発展とともに資産を形成した階層で、そうした経済力を背景に学問や文芸に関心を持ち、地域の文化活動を支えていったとされる。⁽⁴⁴⁾吉備公墓碑建立の呼びかけは、こうしたネットワーク形成のなかでなされたものであり、彼らの経済力に期待したもので

もあつた。

拙斎と交友のあつた備後国神辺の菅茶山も「吉備公廟」と題する七言律詩を作っている⁽⁴⁶⁾。菅茶山は京都で朱子学を学び、拙斎とも親しくなつた。天明元年（一七八二）に郷里神辺に私塾菴葉夕陽村舎を開き、後にそれが福山藩の郷塾となつて廉塾とよばれるようになった。「吉備公廟」の作年は不明だが、拙斎とのネットワークのなかで「序」に込めた顕彰の詩として詠まれたものとみてよい⁽⁴⁷⁾。拙斎自身も「謁吉備公墓」と題する五言排律を作っている⁽⁴⁸⁾。

しかし拙斎の存命中に建碑は実現しなかつた。その理由は不明であるが、一つには吉備真備をめぐる批判的言説の存在は考えられるだろう。拙斎自身、「序」のなかで吉備公墓の荒廢を「窃かに患ひ」、碑を立てるのに「奮然と相謀る」と記している。ネガティブな評価が地域知識人層の間にもあつたことが、影響していたのかもしれない⁽⁴⁹⁾。

それにもかかわらず、拙斎が顕彰をよびかけた背景には、「序」のなかで拙斎自身が強調しているように、真備を日本の儒学興隆のもととみなし、礼を導入した業績を重視する評価が、幕府儒官を中心にあつたことにもよる。それは林羅山にさかのぼる。「本朝神社考」下六「秦親」のなかで、賀茂保憲を真備の子孫としつつ、「吉備公、入中華、五経・三史・陰陽諸芸、悉伝而帰朝」と、真備が儒教の諸書を伝えたことを述べ、また「吉備唐礼」と題する七言絶句を作つて、真備が唐の制度を移入し、礼を整備したことを讃えている⁽⁵⁰⁾。林鶯峰も「吉備公之習礼、積奠有由」と、その功績を述べている⁽⁵¹⁾。実際、前稿でも指摘したように真備は唐礼を持ち帰り積奠を整備し、皇帝視学にならぬ称徳天皇の積奠への参列を実現させた。林羅山は戦国期に断絶していた積

奠を復活し、徳川綱吉は昌平齋を湯島に移して聖堂とするともに、林信篤を大学頭に任じ、自ら積奠に参列している⁽⁵²⁾。こうした儒学の動向のなかで、真備の功績が評価されてきたのであり、佐藤一斎もその流れの中に位置するだろう。後の浦池九淵、塩尻梅宇や伊東長寛・長之・遜斎らの真備に対する思想的背景をそのなかにも求めることができるだろう。

2 下道因勝母骨臓器の発見と庭瀬藩

(1) 下道因勝母骨臓器の発見

伊東長貞が吉備公墓を発掘後死去してまもない元禄十二年（一六九九）に、隣接する庭瀬藩領小田郡東三成村で次のような銘文をもつ青銅製の骨臓器が発見された。

銘下道因勝弟因依朝臣右二人母夫人之骨臓器故知後人明不可移破
以和銅元年歲次戊申十一月廿七日己酉成

銘文は骨臓器の蓋の外周部に円形に記されている。ただし和銅元年（七〇八）十一月二十七日は乙酉であり、「己酉」とするのは誤りである⁽⁵³⁾。「続日本紀」宝龜六年（七七五）十月壬戌条の吉備真備薨伝に「右衛士少尉下道朝臣因勝之子也」とあり、因勝は真備の父、したがって骨臓器の主は真備の祖母ということになる。

発見の状況については、享保十二年（一七二七）八月に庭瀬藩書記主事の本多光風（助之進）が記した「吉備公太夫人古冢記」⁽⁵⁴⁾（以下「古冢記」）に詳しい。それによると

元禄十二年十一月六日、備中小田郡東実成村民、欲犂山径以闢田圃、入地数尺、鏗鏘有韻、掘之得一銅器。中盛枯骨、外無木椁、

復無碑石直刻。

とあり、元禄十二年十一月六日に、東三成村民が山径を開いて田圃にしようと思を入れたところ音がしたので、掘り出してみたら銅器が見つかった。中には骨があったが、外に木椀も碑もなく、銅器に直接刻文してあったという。

「国勝寺古記録」はもう少し詳しく伝えてくれる。元禄十二年十一月十一日に、東三成村字折坂の弥左衛門の子が連夜の夢により、山道の中を掘ったところ土瓶があり、下にまた一つあって、その中に石灰を詰めた赤銅金で二升五合の瓶に骨八合があった。瓶の蓋に取手があり、筋二つずつあって、その上筋に和銅元年戊申十一月二七日、下の筋に下道閉勝云々という銘があったとする。⁽⁵⁵⁾

また藤貞幹の『古墳碑銘図』によると、東三成村下坂で数年来雨で土が流れて道となっていたところで、丸く平らな石があり踏むと音がした。弥六という「山賤」が鋤で穿ったところ、下に壺があり蓋が破れて内に銅器があった。金壺ではないかと鋤の頭で蓋を叩きはずしてみると、白骨と銅仏、銅銭六枚があった。「心なき賤」なので白骨は打ち捨てて「器銅仏銭」を取って家に帰った。浅野茂兵衛という人物がこれを見て驚き、発掘された場所に行つて骨を拾い納めて領主に注進した。領主板倉昌信はこれを敬つたので朝廷の耳にとどき、光助靈神という神号を勅許された。地藏寺を国勝寺と改称し、骨器は棺に入れて寺内に奉納し、廟を建立して祀った。庭瀬藩士本多某の古塚之記は国勝寺にあるという。⁽⁵⁶⁾ここでは掘り出したのが弥六という人物で、その状況がかなり詳細に記されている。ただし、発掘されたのが元禄十年二月十一日、神号を授与されたのが享保元年とするなど年代に問題が

あり、記述内容には慎重にならなければならない。

また伊藤東涯『輜軒小録』は「備中古墓之事」の項のなかで、八田村と云ふ村あり。其処に、吉備大臣の廟あり。二十年ばかり前に、八田邑より一里西に東三成村と云ふ所あり。其村の百姓古き塚をほり、鉄器を出だし、其名に下道氏国勝、国頼母夫人の骨、和銅元年とあり。其器は所の地藏院に安置せり。領主伊藤伊豆国勝の社建立と云々。さて地藏院を改め、国勝寺と被_レ号。骨器の銘まさに廿字余も有る由、中国すぢより書き付け来る。国勝と云ふは、吉備大臣の御親父なり。⁽⁵⁷⁾

と記しているが、吉備公墓と混同して領主を岡田藩ととりちがえ、しかも伊藤氏としている。備中地域から離れた地の知識人の間で、情報に誤解と混乱がみられる。

やや錯綜した点はあるものの、出土したのが元禄十二年十一月であるとみて間違いはないと思われる。この年、隣の岡田藩の動向は先に指摘したが、それ以上に最も重要なことは、新しい領主、庭瀬藩主として板倉氏が入部したことである。

庭瀬藩は、関ヶ原の戦後に戸川達安が二万九二〇〇石で入部したことに始まる。延宝七年（一六七九）に戸川氏が断絶した後は、短期間のうちに幕領と私領が目まぐるしく交代したが、元禄十二年に板倉重高が下総国高滝から転封され二万石を領した。賀陽郡内十一カ村、都宇郡内二カ村、小田郡内十六カ村を領知し、東三成村もその内に含まれた。賀陽郡内の庭瀬に陣屋を構え、明治維新まで続いた。⁽⁵⁸⁾

板倉重高は移封されてすぐ六月に庭瀬に入った。到着の日には領境まで「町人並領分遠近庄屋」が出迎え拝伏し、また「庭瀬居住執事ヲ

始諸士役人等」が出迎え入部を祝賀したという。さらに「執事並在所居住家臣」や「町人年寄名主並領分寺社及村々名主」らの目見を受け、その後領内を小田郡内の村にいたるまで逐一巡見したという。⁵⁰その元禄十二年の冬に新領主の入部を歓迎するかのように罔勝母骨臓器が発見されたのである。

(2) 庭瀬藩の顕彰

骨臓器は地蔵院に置かれたようだが、庭瀬藩により骨臓器の主—真備祖母が真備とともに顕彰されるのは享保年間に入ってからである。享保十二年（一七二七）の「古冢記」の作成と翌年の神号授与である。

「古冢記」はまず前述のように元禄十二年（一六九九）に骨臓器が発見された状況を記し、次に真備の伝記を、多くは国史に依りながら記している。なかでも留學生、遣唐副使としての経歴、「大唐礼楽文章器物文武書籍調度若干種」をもたらした功績、右大臣となったことを強調している。そして、

此庭庭瀬領主板倉越中守源重喬朝臣聞之慕崇、吉備公之学徳振卒本朝、勲功輝卒異域。且追悼其所、掘出之銅器即実爲公之祖母夫人之遺骸、嘗欲使爲造之椁以卜宅地安措之而猶未達成焉。

と、まず、板倉重高は真備を慕い崇め、その本朝から異域にまで聞こえた学徳、勲功を讃え追悼するために、出土した骨臓器は真備祖母の遺骸であり手厚く安置したかったが、成しえなかったとする。国勝母ではなく、真備祖母として真備への顕彰につなげていることに注目すべきである。そして、

維享保十二年六月六日、嗣主板倉讚岐守源昌信朝臣、嚴命于家宰

佐野十郎左衛門朝啓・宮田政右衛門將敏、使以改窆窆之就、復使〈愚臣某〉書斯記諱謂善繼、先君欲爲之志善述、先君既萌之事、即以貽之於後世云、爾昔享保十二年丁未八月穀旦本多〈光風〉撰。とあるように、享保十二年六月六日に、板倉昌信が家臣佐野朝啓・宮田將敏に改めて窆窆を嚴命し、本多光風にこの記を記述させたという。それは先君重高の意志を受け継ぐことであり、古賢君達の孝の大道だとする。本多光風が撰文し記述したのが八月であり、抜文から翌享保十三年二月に板倉昌信の命により地蔵院（罔勝寺）奉納されたことがわかる。

この「古冢記」は、骨臓器が安置された地蔵院の境内に社殿を設けて真備の祖母を祀り、神号を付与される過程で作成されたものでもあった。享保十三年九月二四日付で京都吉田家から光助靈神の神号が授与された。⁵¹享保十五年（一七三〇）には、正式に寺号を得通寺中蔵院（地蔵院）から罔勝寺へ改称することが認められている。⁵²

板倉昌信は元禄十三年（一七〇〇）に生まれ、正徳三年（一七二三）に大坂城で急死した父重高の跡を十三歳で継いでいる。骨臓器発見の翌年に生まれ、岡田藩主伊東長救が真備顕彰と吉備寺の整備を進めていた時期に重高の後を継承しているのである。重高が真備とその祖母の顕彰をしようとしたのは、岡田藩の動きに刺激されたこともあるだろう。しかし「古冢記」で先君重高の意志を継ぐことを強調し、また「孝へ大道」を強調しているのは、庭瀬藩、板倉昌信にとっては、真備を顕彰しその祖母を手厚く祀ることが、先君である父への孝でもあったからだと解される。真備とその功績を顕彰するだけでなく、「孝」の

価値意識のなかで、先君重高を顕彰しその意志を継承することを意識させるものであるとともに、小田郡東三成村をそうした真備の故郷として意識させるものでもあったといえる。

3 吉備真備の伝説と遺蹟

(1) 「楊貴氏墓誌」と大和の真備伝説

元禄十二年（一六九九）の真備祖母骨臓器の発見は庭瀬藩と岡田藩の動向を考えると絶妙なタイミングだったが、享保十三年（一七二八）の真備祖母への神号付与とまた絶妙なタイミングで、今度は真備母の楊貴氏の墓誌が大和国宇智郡（現奈良県五条市大沢町）で発見されている。

それを伝えるもつとも古い史料は、享保年中に成立したとされる伊藤東涯の『輪軒小録』である。享保十三年秋に大和国宇智郡大沢村の百姓平右衛門の敷地内で、壺などともに十二枚の博が掘り出され、その中の一枚に銘文があり、「従五位上守右衛士督兼行中宮亮下道朝臣真備。葬亡妣楊貴氏」之墓。天平十一年八月十二日記。歳次己卯」と記されていたという。

この墓誌は寛保二年（一七四二）の「吉備寺私記」にも記され、備中地域でも早くから知られたが、文政二年（二八一九）の狩谷掖斎『古京遺文』にも収録されたりして広く知られるものになっていった。

しかし墓誌自体は複雑な経緯をたどる。墓誌は大沢村蓮華寺に置かれていたがまもなく発掘場所に埋め戻された。延享五年（一七四八）四月に、地主だった大坂道修町の泉屋嘉兵衛が道路を設けるため地均しをした際に再び墓誌を掘り出して蓮華寺に置き、発見場所に碑を立

てた。文化十一年（二八一四）八月、再び同所に墓誌を埋め碑を建てた。嘉永二年（一八四九）には、三たび発掘されたが、すぐに壺に入れて埋め戻された。そして明治三十年（一八九七）ころ山田孝雄が墓地を発掘調査したが、壺を確認したのみで墓誌も博も発見できなかった。行方不明となった経緯といい、不審点が多い。現存する拓本をほぼすべて精査した近江昌司氏は、文字自体が博の焼成後に刻まれたとみられること、「歳次己卯」の書体が異なり、後に刻まれたようにみえること、そもそも「天平十一年八月十二日記」の次に記されるのは書式として不自然であること、などの不審点をあげ、この墓誌が偽造である可能性が高いとしている。⁽⁶⁴⁾

真偽は別にして、楊貴氏墓誌は備中における真備祖母への神号授与の動きに対抗するかのように出現し、『古京遺文』以来楊貴妃の楊貴に因んだ八木造氏が真備の母であると解され広まっていったが、その背景には、大和における真備屋敷跡と墓という遺蹟と伝説の存在がある。

まず奈良市高畑の奈良教育大学境内に真備の墓とされる吉備塚がある。貞享四年（一六八七）刊行の地誌『奈良曝』に吉備大臣を「ほうむりし所かや」と記され、近世前期以前にさかのぼることは確実である。また吉備塚の近くには賀茂氏の流れをひく陰陽家の幸徳井家があったという。

奈良県桜井市の吉備地区には「大臣屋敷」がある。礎石が残り奈良前期の瓦も出土しており、近くの蓮台寺境内には真備の墓とされる徳治二年（一三〇七）銘の五輪塔がある。本居宣長も『養笠日記』で真備の墓としている。吉備地区に隣接して阿倍地区があり、安倍山文殊院境内には安倍晴明伝説ゆかりの場所があるが、主役は阿倍仲麻呂で

あり、近傍の安倍寺跡には「仲麻呂屋敷」があり、阿倍仲麻呂伝説発祥の地らしいとされる。近世においてこの地域に吉備真備の伝説空間が阿倍仲麻呂とかかわりながら形成され、さらに安倍晴明伝説が付加されていったことをうかがわせる⁽⁶⁶⁾。

近世において、『薰簞抄』が吉備真備が唐から持ち帰った陰陽道の秘書『金烏玉兔集』を、唐で助けてもらった安倍仲麻呂の子孫安部童子（後の安倍晴明）に譲ったとし、これを前提に多くの安倍晴明伝がつくられている。また前述の『本朝神社考』をはじめ『吉備物語』や講談の安倍晴明伝などの賀茂保憲を吉備真備の子孫だとする説も広まっていた。楊貴氏墓誌はこうした真備、仲麻呂、晴明、賀茂氏がクロスする大和の伝説空間と、備中地域の遺蹟をめぐる動きとの関係のなかに位置づけてみるべきであろう。

(2) 備中の真備伝説

備中地域においては、これまで述べてきた吉備公墓、因勝母骨臓器出土地とともに真備の遺蹟とされているのが、吉備公館跡、子洒川（産湯の井戸）、琴弾岩である。

吉備公館跡は、倉敷市真備町箭田土師谷と矢掛町東三成藤の棚の二か所に存在する。後者の地は因勝母骨臓器の出土地点の東方近傍で、奈良時代の布目瓦も出土しているという。隣接して吉備大神宮が祀られている。前者には「産湯の井戸」が隣接しており、真備生誕の地ということになる。琴弾岩は真備町妹の小田川南岸、中世の山城猿掛城の麓にある。晩年の真備がこの岩の上で琴を弾いて楽しんだとされる。

これらの遺蹟は近世前期までさかのぼる。前述の正保絵図には吉備

公墓以外の記載はないが、『吉備物語』では吉備公墓のほか子洒川についての記述がある。

下道郡八田村てん（天）原といへる屋敷の戌亥の隅にて吉備公誕生有と申伝り。生湯の水を汲し井とて今に有是も屋敷より戌亥の方小川の辺なり。其井を志さい川と名付、

とあり、八田村の天原が真備誕生の地で、子洗川という産湯の井戸が存在することを記している。琴弾岩についてはみえないが、真備は下道郡で生まれ、死去したこととして記述が構成されている。そして下道郡に住む真備の子孫賀茂保憲のもとに、安倍晴明が鴨方から通って教えをうけたと、備中を舞台に陰陽道の形成を説く。

ついで正徳二年（一七一二）の「吉備寺記」によると、

蘭若東、猶有故宅在。多為土人之所摠有。宅畔有流泉。公初産、酌洗浴水処。又嘗逍遙山水、彈琴石上、音震高嶺、民至今目而呼之。

と、吉備寺の東に真備宅があり、その傍らに産湯を汲んだ場所があること、琴弾岩のことが述べられている。さらに元禄十二年（一六九九）に因勝母骨臓器が発掘されたことも述べる。つまり真備の遺蹟がすべて記されているのである。同時に描かれた「吉備公像」の画賛も、吉備寺が真備の死地であることのほか、琴引石にも触れている。

享保期には平川金兵衛親忠により『備中古城記』と『古戦場備中府志』が相ついて記される。平川金兵衛は備中国川上郡平川村の庄屋で、享保十一年（一七二六）に『備中古城記』を記し、享保二十年に書き改めて『古戦場備中府志』と改題して発表した。古川古松軒が『吉備の志多道』のなかで『古戦場備中府志』について、「一」として其事実な

く、妄説のみなり」と批判し、また「元文の頃、矢掛の駅矢野六右衛門なる者、其僻説を責て、大坂の板元に達して絶版せしと雖ども、未だ諸家に残りて、古城の事跡を語る又多く府志の説をとる」、「終には土人の口実となりて誤らん事を思ふのみ」と記しており、その説が広く流布し影響力をもっていたことがうかがえる。そもそもその『吉備の志多道』からして、真備について『備中古城記』と同じ記述が何カ所かみられる。

『備中古城記』と『古戦場備中府志』では、ともに鳥嶽城の項目で吉備真備について記述しているが、後者がより詳細になっている。

『備中古城記』では、⁽⁶⁸⁾まず吉備大臣が先祖より国司として鳥嶽城に居したので下道氏と称したとし、孝謙帝のときに吉備朝臣になったことを述べ、「幼少ノ頃ヨリ極メテ穎悟敏達ニシテ一度耳ニ触ル事、終ニ忘レズ。史漢文選等詞賦、皆誦セズト云事ナシ。世ニ神童トゾ称シケル」などの伝説的表現をおり込みながら簡単な真備の経歴を記し、その功績が今に伝えられているとするのみである。

これに対して『古戦場備中府志』では同様に「当城草創下道朝臣真備」とはするが、琴弾石、野馬台詩解説、死没とその墓所についておよび吉備寺と真備の関係については「吉備寺記」を引用し、真備の先祖と吉備津宮についておよび真備祖母骨臓器の発見については「古冢記」を引用して、それぞれ詳細に記述している。⁽⁷⁰⁾最後に、賀茂氏系図にみえる賀茂吉備麻呂を真備のことだと保憲までの系譜を記している。享保十一年から二十年の間に、平川金兵衛は「吉備寺記」と「古冢記」を見て、真備に関する記述を増補しているのである。「吉備寺記」「古冢記」も享保年間以降流布していったことがうかがえる。

古川古松軒も『吉備の志多道』『天原の旧跡』において、吉備公館について「此地の傍に弥三右衛門と云ふ農家、吉備公の御家人の末流なりと土人悉く言伝ふなり」と紹介し、また「吉備公御誕生ありし時に、此水を汲で産水とし給ふと云々。土人今子洗川と書く。産水と云ふより作説をなすものか」と考察を加えている。また「琴弾岩」の項を設けて「相伝ふ此岩の上にて吉備公月夜琴を弾し給ひしより、号して琴弾岩と称す」と、「吉備寺記」などにはみえない月夜に琴を弾いたという話を付け加えている。

寛政二年（一七九〇）に開版された『備中州巡礼略記』⁽⁷¹⁾には「吉備大臣御廟所」の項のなかに「是より三丁計東のかた、てんはらといふ。吉備大臣の屋敷跡壺畝程あり。中に石二つ有り、此所にて誕生まします。産生湯の井とて井あり」と紹介される。

享和三年（一八〇三）に記された『吉備大臣聖廟跡録』⁽⁷²⁾では、持統天皇八年に下道郡天原の御館にて誕生まします。前夜御館の東なる井の中へ一ツの星隕る。此所を称して星の井といふへ井の中に一つの石現す。則是を産水とす。号て子洒川と呼ぶ。神童性と、『古戦場備中府志』にもあるような神童の話とともに、子洗川と産水の話に、誕生前夜に星が墮ちたという話が付け加わっている。

このように新たな解釈や話が付け加えられ流布していった。「吉備寺私記」が、月二十日は吉備大臣の縁日で、人々が霊廟へ参拝し病患を攘うとするように、病を治す信仰を集めていたことも、伝説的言辞が拡大していく背景であろう。同時に、『備中州巡礼略記』や地誌類に、その遺蹟が記述され、遺蹟と結びついた言説として展開し一般に広がっ

ていく状況がみてとれる。

おわりに

『吉備物語』は真備を陰陽道の始祖として、真備、その子孫とする賀茂保憲、安部晴明までもを備中を舞台にして語り、陰陽道の生成、展開の地とする意識を広めた。第三章で検討したように、伝説が遺蹟と結びつき、また信仰の対象として地域社会の中に広がっていた。また第一章で検討したように、江戸・京・大坂と三備地域の学者の間では、吉備真備の歴史的評価をめぐる言説が展開し、尊王論的な批判の一方で、中国からの礼の導入と儒学興隆の基としての功績も強調された。こうした言説が、三備地域と江戸・京・大坂を結ぶ知識人・文化人のネットワークの中で、遺蹟の顕彰などを通して地域社会の中に入り込んでくることになる。礼をもたらした真備を偉大な地域の先人として讃え、その業績を継承していくべきものとしての意識が結びついていくことになる。

真備の遺蹟は、岡田藩領の八田村とその近辺、および庭瀬藩領の東三成村にそれぞれ存在した。それぞれに藩主による顕彰が行われた。吉備公館の遺蹟も八田村と東三成村に二カ所存在することになった。両者の間には琴弾岩が存在する。これらのことは、遺蹟と歴史意識を核にした地域意識にも影響を与えたのではないかと思われる。明治期になり、八田村には吉備公保廟会が、東三成村には吉備保光会がそれぞれ設立され、それぞれに顕彰活動を展開することになる。

本稿では近世備中地域を中心に、吉備真備の遺蹟をめぐる状況を検討してきた。遺蹟・遺物の真偽を論じることとはしなかった。それより

も遺蹟が当該期の地域社会のなかでどのように捉えられ、歴史意識と結びついていったのかを不十分なながらも検討したつもりである。残された問題も多いが、近年盛んになってきた遺蹟と歴史意識の研究^③に寄与できれば幸いである。大方のご叱正を乞うものである。

註

- (1) さしあたって戦後歴史学における代表的な吉備真備研究として、宮田俊彦『吉備真備』(吉川弘文館、一九六一年)。そのほかは拙稿「吉備真備―伝説の右大臣」(栄原永遠男編『古代の人物③ 平城京の落日』、清文堂、二〇〇五年、以下前稿)など参照。
- (2) たとえば小峰和明『野馬台詩』の謎』(岩波書店、二〇〇三年)、高原豊明『晴明伝説と吉備の陰陽師』(岩田書院、二〇〇一年)など。
- (3) 重野安繹『右大臣吉備公伝纂釈』(吉備公保廟会、一九〇二年)。
- (4) 永山卯三郎『吉備郡史』(岡山県吉備郡教育会、一九三七〜三八年、名著出版、一九七一年復刻)。
- (5) 『真備町史』(一九七九年)。
- (6) 中山薫『日本人の国際理解シリーズⅠ 吉備真備』(岡山ユネスコ協会、一九七二年)、同『吉備真備の世界』(岡山文庫、日本文教出版、二〇〇一年、以下、中山薫氏は本書による)。
- (7) 高見茂『吉備真備とその伝承』(山陽新聞社、二〇〇〇年)。
- (8) 『吉備群書集成』(吉備群書集成刊行会、一九三二〜三三年)。
- (9) 『徳川実紀』元禄五年(二六九二)九月朔日条。
- (10) 『徳川実紀』元禄六年(二六九三)十月二九日条。

- (11) 岡田藩については『岡山県史 近世Ⅲ』第一章第三節二(柴田一執筆、一九八七年)、『真備町史』など参照。
- (12) 『笠岡市史』第二巻第八章4(1)(天野初志執筆、一九八九年)、高原豊明「吉備の晴明伝説」(高原豊明前掲註(2)著書所収、初出一九九三年・一九九四年)。
- (13) 『新編吉備叢書』所収。本稿では岡山県立図書館所蔵本による。
- (14) 『右大臣吉備公伝纂釈』下巻一〇二―一〇六頁、『吉備郡史』三〇八三―三〇八四頁、まきび記念館『吉備真備』(真備町教育委員会、一九九五年)七―一〇頁。
- (15) 『真備町史』一六三―一六七頁。
- (16) まきび記念館『吉備真備』一二―一四頁。
- (17) 『江談抄』以来の真備伝説の中心の一つは「野馬台詩」の解説にある。小峰和明前掲註(2)著書参照。
- (18) 岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫。
- (19) 備中国絵図の作成過程については倉地克直「備中国」(国絵図研究会編『国絵図の世界』、柏書房、二〇〇五年)参照。
- (20) 『岡山県史 諸藩文書』(一九八三年)所収。
- (21) 『吉備郡史』三〇八四―三〇八六頁所収。
- (22) まきび記念館『吉備真備』一四―一五頁所収。
- (23) 『右大臣吉備公伝纂釈』下巻一九―二二頁所収。廣常人世編『西山拙斎全集』第二巻(浅口市、二〇〇六年)五四―五六頁。
- (24) 『吉備郡史』三〇七七―三〇八三頁所収。
- (25) 『真備町史』一六〇頁。「吉備寺私記」には宝永四年(二七〇七)に客殿を修造したことがみえる。
- (26) 『節翁公実録』によると関係する時期の長救の岡田滞在期間は次の通り。宝永三年(二七〇六)五月二日―宝永四年三月十四日、正徳二年(一七二二)六月三日―正徳三年三月十一日。
- (27) 『徳川実紀』元禄六年(二六九三)八月二七日条、『寛政重修家譜』巻八九七。
- (28) 『節翁公実録』元禄六年条、『徳川実紀』元禄六年(二六九三)十月二九日条、『寛政重修家譜』巻八九七。
- (29) 『節翁公実録』元禄七年条、『徳川実紀』元禄七年(二六九四)十一月三日条、『寛政重修家譜』巻八九七。
- (30) 碑文は『吉備郡史』七八七―七八九頁、『真備町史』一三六―一四一頁、まきび記念館『吉備真備』一〇―一二頁などにも所収。原漢文、本稿では読み下して引用した。
- (31) 『大日本史賛藪』(『日本思想大系 近世史論集』、岩波書店、一九七四年)、中山薫前掲註(6)著書参照。
- (32) 『弘道館記述義』(『日本思想大系 藤田東湖』、岩波書店、一九七三年)、中山薫前掲註(6)著書参照。
- (33) 『日本政記』(『日本思想大系 頼山陽』、岩波書店、一九七七年)、中山薫前掲註(6)著書参照。
- (34) 羽賀祥二『史蹟論』(名古屋大学出版会、一九九八年)。
- (35) 『真備町史』一三六―一三七頁。
- (36) 高見茂前掲註(7)著書。
- (37) 以上、浦池九淵については『新修倉敷市史 近世(下)』第一章第三節(上原兼善執筆、二〇〇三年)、『岡山県史 近世Ⅲ』第一章第三節二(柴田一執筆)参照。

- (38) 『浦池九淵碑文』、碑文は『真備町史』三九一―三九三頁にも所収。
- (39) まきび記念館『吉備真備』一五―一八頁、真備町公民館編『吉備公墓碑の藩公書翰集』一八―二二頁。なお後者は建碑にかかわる伊東遜斎の書簡二十通を収録している。
- (40) 西山拙斎については『岡山県史 近世Ⅲ』第五章第一節三(柴田一執筆)、朝森要『西山拙斎』(鴨方町教育委員会、一九九五年)、同『関西の孔子 西山拙斎』(山陽新聞社、一九九八年)など参照。
- (41) 出典は注(23)。
- (42) 『浅口郡誌』(一九二五年)、兼清正徳『澄月伝の研究』(風間書房、一九八三年)など参照。
- (43) 『浅口郡誌』。
- (44) 『竜泉公実録』(『岡山県史 諸藩文書』所収)安永三年(一七七四)三月十一日条に「吉備公千年忌二付、八田村吉備寺にて今日と廿日迄開帳相願」とある。
- (45) 『岡山県史 近世Ⅲ』第五章第四節一(頼祺一執筆)。
- (46) 『吉備郡史』七八六頁。
- (47) 菅茶山および西山拙斎との交友関係については、『岡山県史 近世Ⅲ』第五章第四節一、朝森要前掲註(40)著書(一九九八年)など参照。
- (48) 『拙斎詩鈔』(『西山拙斎全集』第一巻、鴨方町、二〇〇五年、七五頁)。
- (49) たとえば少し後の時期になるが、備前国和気郡北方村出身で岡山藩閑谷学校教授に抜擢される武元君立は『史鑑』のなかで、真備が道鏡とともに政権の座にあったことを非難している。武元君立については『岡山県史 近世Ⅲ』第五章第一節三(柴田一執筆)、君立の真備評価については中山薫前掲註(6)著書参照。
- (50) 『吉備郡史』七八六頁、高見茂前掲註(7)著書など。
- (51) 『万里流堂賦』(『鷲峰林学士文集』巻二)。
- (52) 『徳川実紀』元禄四年(一六九二)二月十一日条。
- (53) 骨臓器と銘文の状態については、奈良文化財研究所飛鳥資料館編『日本古代の墓誌』(同朋社、一九七九年)参照。
- (54) 『吉備群書集成』所収。本稿では岡山県立図書館所蔵本による。
- (55) 梅原末治「備中国小田郡に於ける下道氏の墳墓」(『考古学雑誌』七五、一九一七年)、『日本古代の墓誌』参照。
- (56) 梅原末治前掲註(55)論文、『日本古代の墓誌』参照。
- (57) 日本随筆大成第二期二四、吉川弘文館、所収。
- (58) 庭瀬藩については『岡山県史 第八巻 近世Ⅲ』第一章第三節三(柴田一執筆)参照。
- (59) 『吉備郡史』一三九一―一三九四頁。
- (60) 『矢掛町史』本編(一九八二年)九七〇頁。
- (61) 『矢掛町史』本編九七〇―九七一頁。
- (62) 『吉備郡史』一三九〇頁、一三九七頁。
- (63) 木崎愛吉『大日本金石史』(一九二二年、歴史図書社、一九七二年復刻)、近江昌司「楊貴氏墓誌の研究」(『日本歴史』二二一、一九六五年)、岸俊男「楊貴氏の墓誌」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年、初出一九六〇年)。
- (64) 近江昌司前掲註(63)論文。

- (65) 唐で楊貴妃と称されるのは天寶四載（天平十七年、七四五）のことである。（岸俊男前掲註（63）論文）。そもそも楊貴妃は楊・貴妃であり、楊貴・妃ではない。
- (66) 以上、大和の真備伝説と遺蹟については高原豊明「吉備真備伝説」（高原豊明前掲註（2）著書所収）参照。
- (67) 『篋笈抄』『金烏玉兔集』については、深沢徹責任編集『日本古典偽書叢刊』第三卷（現代思想新社、二〇〇四年）。
- (68) 『備中古城記』は岡山県立図書館所蔵元文二年（一七三七）書写本によった。
- (69) 『吉備群書集成』所収。本稿では岡山県立図書館所蔵本による。
- (70) 「吉備寺記」「古冢記」からの引用であるとは記されていないが、当該部分を逐一対照してみるとその半分近くが同一表現である。
- (71) 『吉備群書集成』所収。
- (72) 『吉備大臣聖廟跡録』（真備町公民館）、『真備町史』一六八―一七〇頁所収。
- (73) 羽賀祥二前掲註（34）著書など。